

# 税務Q&A



## 海外向け役務の提供と 消費税の輸出免税

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会 戸江千枝  
(ホームページ <http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp/>)



当社は、外国法人であるX社とコンサルタント契約を結び、X社が日本で販売する商品の開発のために、日本国内でのマーケティングなどで得た情報を海外にあるX社の本社に対し直接提供しています。

また、X社は日本国内に商品販売のための営業所を設置していますが、当社は当該営業所の業務にはかかわっておらず、当社の業務は当該営業所の業務に直接の関連はありません。

当社がX社に対して行う上記の役務の提供は、消費税の計算上、輸出免税として差し支えありませんか。



貴社の取引は輸出免税の対象となりますが、以下順を追って説明します。

### 1. 輸出免税

役務の提供が輸出取引に当たる場合には、消費税が免除されます。これは、内国消費税である消費税は外国で消費されるものには課税しないという考えに基づいており、課税事業者が次のような輸出取引等を行った場合は、消費税が免除されます。

- ①国内からの輸出として行われる資産の譲渡または貸付け
- ②国内と国外との間の通信または郵便もしくは信書便
- ③非居住者に対する鉱業権、工業所有権、著作権、営業権等の無体財産権の譲渡または貸付け
- ④非居住者に対する役務の提供

X社は外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6項に規定する非居住者に該当します。ただし、非居住者の日本国内の支店、出張所その他の事務所は、法律上の代理権があるかどうかにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなすこととされていますので留意が必要です。

### 2. 非居住者に対するものであっても国内取引となるもの

さて、前述した非居住者に対する役務の提供であっても、

- ①国内に所在する資産に係る運送又は保管
- ②国内における飲食又は宿泊
- ③①及び②に準ずるもので、国内において直接便益を享受するもの

については輸出免税とはならず、国内取引となります。非居住者に対する役務の提供であっても、当該非居住者が国内に支店、出張所等の施設を有する場合には、直接の取引先は居住者たる国内にある支店や出張所であるとして、国内取引とするためです。

### 3. 例外

ただし、事業者が国内に支店、出張所等を有する非居住者に対して行う役務の提供であっても、以下の2つの要件を同時に満たす場合は、「国内の支店、出張所等を経由して役務の提供を行ったもの」とは認められないことから、輸出免税の対象として取り扱って差し支えないものとされています。

- ①事業者は非居住者の国外の本店又は主たる事務所に対して直接役務の提供を行っているものであり、当該非居住者の国内の支店、出張所等はこの役務提供に直接的にも間接的にも関わっていないこと。
  - ②役務の提供を受ける非居住者の国内の支店、出張所等の業務は、この役務の提供と同種、あるいは関連した業務でないこと。
- したがって、貴社がX社に対して行う役務の提供は、上記①及び②のいずれも満たすものであることから、輸出免税の対象となります。

### 4. 適用要件など

輸出免税の適用を受けるためには、その取引が輸出取引等である証明が必要であり、輸出取引等の区分に応じて輸出許可書、税関長の証明書または輸出の事実を記載した帳簿や書類を整理し、納税地等に7年間保存する必要があります。

消費税は、一見すると単純な税のように考えられがちですが、じつはなかなか複雑な仕組みや制度で成り立っています。新たに国外取引などを開始する時は、あらかじめ税理士などの専門家に消費税について相談されることをお勧めします。

### 【関係法令通達】

消費税法第7条第1項、消費税法施行令第17条第2項第7号、消費税法基本通達7-2-1、7-2-15、7-2-16、7-2-17、7-2-23